

議案第九十二号

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例の一部を改正する条例

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例（平成九年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフル
エンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定
のための基金条例

第一条中「に要する経費の財源に充てるため、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及び

まちの復旧復興のための基金」を「並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に定める新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定に要する経費の財源に充てるため、港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金」に改める。

付則を付則第一項とし、付則に次の一項を加える。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の規定により同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなされ、同法及び同法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用することとされたものについては、同項の政令で定める日を経過した後においても、当分の間、第一条に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この条例の規定を適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金について、新たに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に定める新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止等のために活用できるようにするため、本案を提出いたします。